「こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議」報告書 概要

制度設計にあたっての基本的な視点

- ◆ 必要性
- 性犯罪・性暴力はこどもの心身に生涯にわたって回復し難い有害な影響。こどもの性的知識の未熟さやその立場の弱さに乗じて行われ、第三者が被害に気付きにくいため、一度発生すると継続する可能性が高い。⇒ 未然に防止すべき
- 性犯罪再犯率13.9%(※1)、性犯罪検挙者再犯者率9.6%(※2) ⇒ 性犯罪は被害者の心身に回復困難な被害を生じさせるものであり、看過できない数値。
- 教育、保育等を提供する事業者は、
 - ①支配性(こどもを指導するなどし、非対称の力関係があるなかで支配的・優越的立場に立つこと)
 - ②継続性 (時間単位のものを含めてこどもと生活を共にするなどして、こどもに対して継続的に密接な人間関係を持つこと)
 - ③閉鎖性(親等の監視が届かない状況の下で預かり、養護等をするものであり、他者の目に触れにくい状況を作り出すことが容易であること)
- の点で、その事業において教育、保育等を提供する業務に従事する者によるこどもに対する性犯罪・性暴力を防止する責務を負っていると考えられる。
- ⇒ この責務を果たすため、**当該業務に従事する者が性犯罪歴を有するか否かを確認する仕組みを導入する必要**。
- ※1:性犯罪(強姦、強制わいせつ、わいせつ目的略取誘拐、強盗強姦)及び都道府県のいわゆる迷惑防止条例で禁止されている痴漢、盗掘等を含む事件で懲役刑の有罪判決を受け、平成20年7月1日から21年6月30日までの間に、裁判が確定した者のうち、当該裁判確定から5年経過時点において性犯罪(強姦、強制わいせつ又は条例違反)再犯に及んだ者の割合。
 ※2:令和3年に性犯罪(強制やないて性犯罪)(強姦、強制わいせつ又は条例違反)再犯に及んだ者の割合。
 ※2:令和3年に性犯罪(強制を等又は強制わいせつ)で検挙された者のうち、同じく性犯罪の前科を有している者の割合。
- ◆ 留意点
- 職業選択の自由・営業の自由を制約することになるため、対象範囲を無限定に広げることは許されない。
- 犯罪歴は要配慮個人情報(個人情報保護法2条3項)であり、漏えいすれば本人に重大な影響を及ぼすおそれがある上、仕組みに対する信頼を損なうため、 対象事業者は、提供を受ける性犯罪歴等の情報を安全かつ適切に管理することができるものであるべき。

個別論点についての検討結果等

義務と認定

- 学校教育法や児童福祉法に基づき認可等を受けており、対象となる事業者の範囲が明確であり、問題が生じた場合の監督や制裁の仕組みが整っている施設・事業(学校や児童福祉施設等)は、確認やその結果に基づく安全確保措置を講ずることを法律上直接義務付けるべき
- 上記以外の教育、保育等を提供する事業者(児童福祉法上の届出事業 や、学習塾等)は、事業者の範囲が不明確であったり、監督等の仕組み が必ずしも整っていないため、**認定制度を設け、認定を受けたものにつ** いては上記と同じ確認を義務付けるべき

確認対象とする性犯罪歴等

- 性犯罪前科(被害者年齢を限定しない)を対象とする
- 対象期間は、刑法34条の2の趣旨を踏まえつつ、必要性、合理性を踏ま え一定の上限を設ける必要
- 条例違反、起訴猶予、行政処分等については慎重な検討

対象事業・職種

- 事業者の例
- 直接義務付けの対象事業者:学校、認定こども園、保育所、児童養護施設、障害児入所施設等の児童福祉施設を設置する者 等
- ② 認定制度の対象事業者:認可外保育施設の設置者、児童福祉法上の事業の届出事業者、学習塾、予備校、スイミングクラブ、技芸等を 身に付けさせる養成所 等
- 〇 職種

こどもに対し支配的・優位的関係、継続的関係、親等の監視が届かない状況下で養護等をする者(学校の教職員、児童の保育・養護等に関する業務を行う者)※派遣や業務委託も含む

具体的な仕組み

- 個人情報保護法上、犯罪歴は開示請求等の適用除外となっていること を踏まえ、本人の同意等の関与の上、事業者が申請。結果を知る必要が ある事業者に回答。
- 情報の管理体制等について**規律を設ける(ガイドライン作成)**
- 情報漏えいの際の**罰則規定**を設けるべき
- ★ 本件確認の仕組みの義務履行や認定制度を促進させるための施策の更なる推進、こどもの安全確保に取り組む関係省庁の連携強化に取り組み、こどもの安全の確保をより確実なものとするべき。